

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第7号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「7,970円」を「9,350円」に、「12,200円」を「14,300円」に、「16,500円」を「19,300円」に、「6,440円」を「7,720円」に、

10,400円
14,200円

を

「

12,400円
17,000円

」に、「710円」を「830円」に、「71円」を「83円」に、

「42円」を「50円」に、「6,980円」を「8,180円」に、「4,270円」を「5,010円」に、

14,200円
20,300円
14,200円

を

16,700円
23,400円
16,700円

 に改め、同表

法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「160円」を「190円」に、「290円」を「340円」に、「420円」を「500円」に、「640円」を「750円」に、「850円」を「1,000円」に、「1,280円」を「1,500円」に、「1,700円」を「2,000円」に、「2,990円」を「3,500円」に、「4,270円」を「5,010円」に、「8,540円」を「10,000円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「12,400円」を「14,800円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「14,200円」を「16,700円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「10,100円」を「11,700円」に、「6,100円」を「7,020円」に、「9,060円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「200円」を「230円」に、「20,300円」を「23,400円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」とい

う。)第7条第1号に掲げる物件の項中「20,300円」を「23,400円」に、「11,300円」を「13,300円」に、「200円」を「230円」に、「203,300円」を「234,000円」に、「101,600円」を「117,000円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「14,200円」を「16,700円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「20,300円」を「23,400円」に、「7,200円」を「8,640円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「14,200円」を「16,700円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したのものについては、なお従前の例による。